部内資料

先進国実態調査シリーズ3

先進諸国の援助実施状況

（カナダ・米国編）

昭和51年5月

国際協力事業団

企画調査調整部

JICA
801
36
PL
LIBRARY

国際協力事業団	
受入 月日 '84. 3. 30	801
	36
登録No. 62353	PL

はじめに

「先進国実態調査シリーズ」は、当事業団が実施している経済技術協力事業の効率的推進をはかる為、先進国の援助実施状況を取りまとめたものです。

本件資料は、そのシリーズの一環として、昭和５１年１月に実施した先進国実態調査からカナダ、米国における事業実施体制、主として専門家派遣事業、有償施設整備事業、エヴァリュエイションの実情を取りまとめたもので、経済技術協力業務関係者の執務上何らかの参考となれば幸甚です。

昭和５１年５月

JICA LIBRARY
1035737[4]

企画調査調整部長

はしがき

技術協力は、当初開発途上国への技術及び技術ノウハウの投入により開発効果というアウトプットを得るという単純な発想で始められた。しかし、技術協力が規模の増大につれて、単なる資本協力の補完的役割から主要な国際協力の形態として定着してくるとともに、資本及び技術を含めた援助の効率化を図るために長期計画（例、カナダの国際開発協力の戦略１９７５－１９８０）及び国別援助計画の策定や、プロジェクトの事前評価（appraisal）、事後評価（evaluation）が援助各国で採用され始めてきた。一方、現場で協力の任にあたる専門家は、開発途上国でもろもろの困難に遭遇し、これに対応して協力の効果をあげるためには、すぐれた資質、多様性及び高い自律性が要求され、各国において人材の養成・確保事業が重視されるようになってきた。

これらは、複雑多様化してきた援助事業の標準化を図ろうとする機運としてとらえることができ、この認識のもとにカナダ及びアメリカの国際協力の調査結果を報告することとしたい。

目　　次

はしがき
第１章　カナダ …… 1
1. カナダ援助の特色 …… 1
2. カナダの援助規模 …… 1
3. 援助の地理的分布 …… 1
4. カナダの実施機関と組織 …… 2
5. 計画策定のプロセス …… 7
6. 計画策定とタイミング …… 8
7. プロジェクトのevaluation …… 8
8. 協力分野 …… 10
9. 有償施設整備事業 …… 11
10. 技術協力 …… 11
11. 参　　考 …… 21
第２章　アメリカ …… 25
1. アメリカ援助の特色 …… 25
2. 経済協力の規模 …… 25
3. ＯＤＡの地理的分布 …… 27
4. 協力分野 …… 29
5. 最貧国の基準 …… 29
6. ＡＩＤの組織 …… 30
7. 計画策定のプロセス …… 33
8. 計画策定のタイミング …… 33
9. プロジェクトの評価 …… 38
10. 技術協力 …… 39
11. 有償技術協力 …… 41
12. 専門家派遣事業 …… 42
13. ＡＩＤの情報管理活動 …… 47

第１章　　カ　ナ　ダ

1. カナダ援助の特色

カナダは、自身が産油国、食糧産出国であり、その豊かな一次産品の生産輸出も、開発途上国と競合することもなく、かつ植民地経営の経験もなかったことから、カナダ援助の柔軟性、中立性は受入国から高く評価されている。また最も貧しい国を優先的に援助することとして、二国間援助の８０％を１人当り、ＧＮＰ２００ドル以下の国にふりあてている。１９７４年の政府開発援助（ＯＤＡ）のうち１７.４％、１億2,４４０万ドルを食糧援助にあて、カナダ援助のユニークさを示している。

2. カナダの援助規模

１９７４年のカナダの援助総額は１６億7,７００万ＵＳドル、対ＧＮＰ比1.１８％、内訳はＯＤＡが７億1,340万ドル、対ＧＮＰ比0.50％、総額の42.5％を占め、ＯＤＡのうち３０％２億1,７００万ドルが国際機関への出資拠出にあてられ、カナダの国際機関への協力重視の姿勢がうかがわれる。その他、援助総額に占める割合は、政府貸金9.５％、民間貸金４４.６％、ボランタリー機関への貸金3.４％となっている。ちなみに、日本の同年の援助総額は２９億6,２３０万ドル、対ＧＮＰ比0.６５％、ＯＤＡ１億2,６２０万ドル、対ＧＮＰ比0.２５％となっている。

3. 援助の地理的分布

二国間ＯＤＡ額４億9,６４０万ドルは、主として贈与、借款及び食糧援助にあてられるが、カナダは伝統的に二国間援助を重視しており、１９７４年実績の地理的分布は次の通りである。

ア　ジ　ア	47.6％
仏語圏アフリカ	17.9％
英連邦アフリカ	16.7％
カリブ海諸国	2.8％
ラテンアメリカ	4.4％

そ の 他	1.7%
国際緊急援助	1.0%
非政府機関	4.9%
I D R C	3.9%
計	100 %

4. カナダの実施機関と組織

カナダ外務省の外局であるCanadian International Development Agency（ＣＩＤＡ）が、資本、技術、多国間及び食糧援助を一元的に実施している。

その他、政府機関として、International Development Research Center（ＩＤＲＣ）があり、各国の社会科学、自然科学の両面における研究機関の研究成果で、特に開発途上国の問題に役立つものの情報収集、普及活動を行っており、ＣＩＤＡと協力して、各種研究機関への資金援助も活発に行っている。ＩＤＲＣは、政府から資金を受けるが、活動は政府から独立しており、ＩＤＲＣ理事会により、運営方針が決定される。ＩＤＲＣの理事会はカナダ人１１名、非カナダ人１０名から構成されている。理事長は、カナダ政府が任命し、理事長は閣議の承認を得て理事を任命する。１９７４年末までに、総支出承認額は4,６６０万ドル（７５カ国、３０２件）に達している。１９７４年度の出資金は1,９４０万ドルで従来重点は農村開発、農業研究、人口保健問題におかれていたが、都市問題にも範囲を拡げ、低コスト住宅の研究等がとりあげられている。近くフィリピンのＳＥＡＦＤＥＣ養殖部局に養殖の専門家を１名ＩＤＲＣから派遣する計画がある等多彩な協力を行っている。

また、ボランティア活動を行うＣＥＳＯ（カナダ経営者海外協力団）、ＣＵＳＯ（カナダ大学海外奉仕団）が非政府機関として設立されている。１９７４年には両機関の自主プロジェクトに１１０万ドルの拠出がなされ、９８件のプロジェクトが遂行されており、専門能力をもつ有能な人材の供給から、プロジェクト援助の実施にまで業務が拡大されてきている。

なお、カナダの非政府機関による開発協力活動は極めて活発であり、この

面において、我国が参考にすべきことが少なくない。

ＣＩＤＡの組織は第一図に示される。１９７４年末の職員数は９３７名で、半数が専門職、半数が補助職で、人件費は1,８３０万ドル、ＯＤＡの2.５％を占めている。海外の代表部の職員数は１１０名で、半数はＣＩＤＡ職員、残り半分の大部分は外務省、若干名が商工省から提供を受けている。ＣＩＤＡ職員は、後述のＦＳＤ専門家と同様な待遇となり、大使館内に勤務するが、外交特権はない。ＣＩＤＡの職員がプロジェクトのCoordinatorとして派遣されることは殆んどない。

１９７３年の機構改革で、ＨＲＤ（人的資源部）が設けられ、７人のadviser が地域局と連携して、研修員受入や専門家派遣に関する計画、評価、規程、制度、福祉等を担当している。ＨＲＤのResource Officerは専門家派遣、研修員受入に関する人的資源の調査、確保、選抜等を行う。分野別担当となっており、Social and Health, Administrative Programs, Engineering Programs, National Resources, Anglophone Education, Francophone Education 等の分担となっている。アジア、カリブ海、英連邦アフリカ、仏語圏アフリカ及びラテンアメリカの５つの各地域部は、もっぱら実施面に専念する体制となっている。

第1図　カナダ国際開発庁（CIDA）の機構図

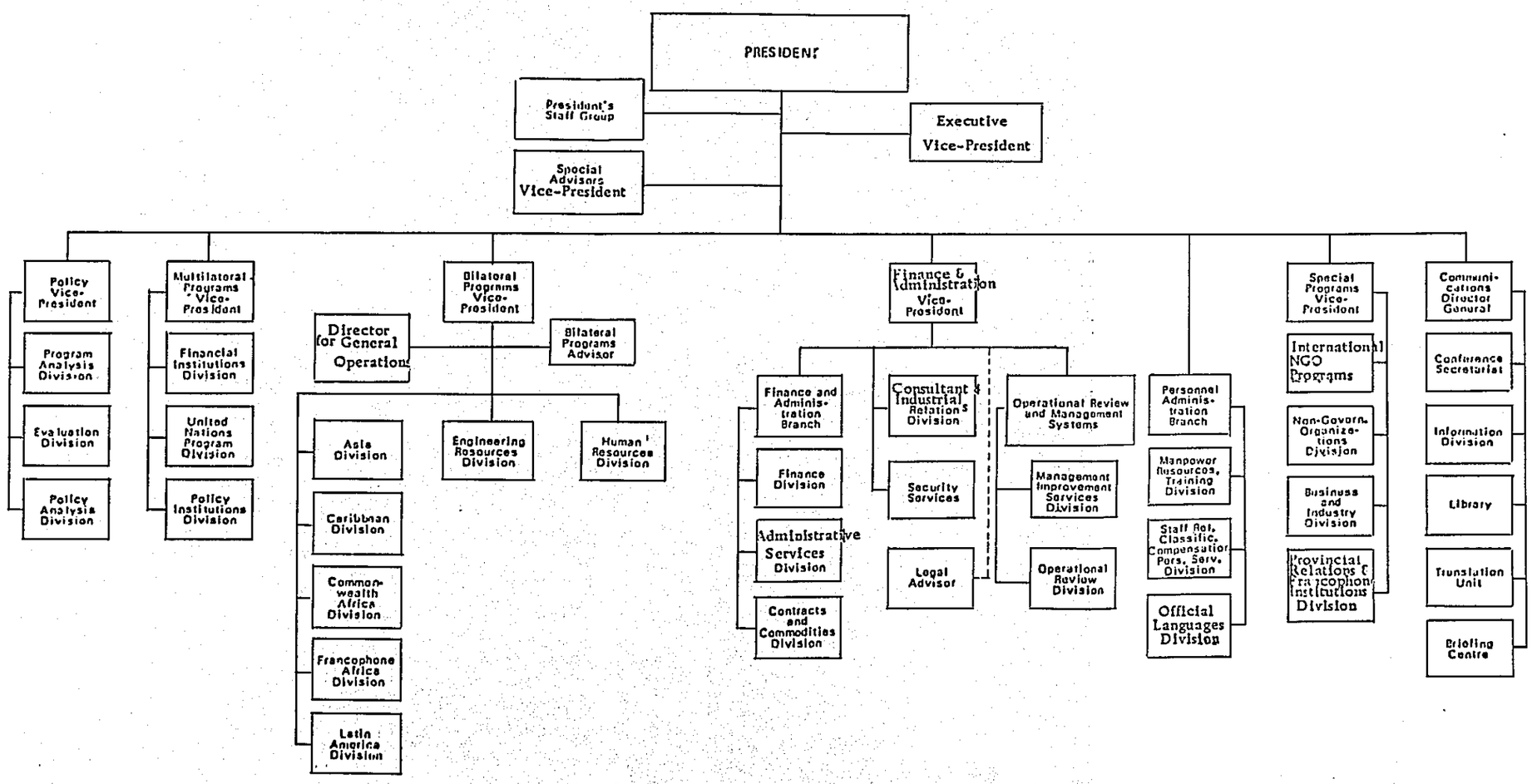

5. 計画策定のプロセス

援助約束の適正化と資金計画の明確化を図るために２つの改善を行った。計画指標（Indicative Planning Figures）の導入により、今後５カ年間に行なわれる資金援助の条件について、国別に全体計画を示し、年々改訂していくこととした。２つ目の改善は、予備的段階でProject Identification Memorandumが審査され、この段階で計画の進行について可否の決定を下すこととし、従来計画が進行してしまい、修正や否決が事実上困難となっていた弊害を除くこととした。

最終段階では、Project Approval Memorandum が、評価のためのlogical framework analysis の所定のフォームを用いて提出される。このプロセスは第一表に示される。

〈第１表〉CIDA, ２国間プロジェクト開発および承認プロセス

第１段階 選定確認		・プロジェクト要請の受理・プロジェクト要請の検討・CIDAの地域担当部によるプロジェクトの検討 ・プロジェクトリーダーの任命
第２段階 予備分析		・プロジェクトチームの編成・プロジェクト概査 ・融資の範囲、タイプ、規模の予備決定・部門間の優先順位の決定
第３段階 原則の決定		・プロジェクト審査委員会による最少限の分析 ・プロジェクトの諾否の決定
第４段階 検　討		・必要があれば協力可能性調査を行なう・プロジェクトに関する経済的技術的可能性についての決定 ・プロジェクトの目的、構成、スケジュールおよびコスト面の検討・プロジェクト予算の総合見積り
第５段階 承　認		・プロジェクト審査委員会によるプロジェクトの承認・長官／大臣によるプロジェクト実施の承認 ・受入国との「融資協定」もしくは「覚書」の調印
第６段階 実施	研修員	・要請の検討・指名の検討・研修プログラムの設計・研修員の配置・研修内容の提示・医療保険上の手続 ・旅行のための準備・出迎えおよび説明・プログラムの管理・プログラムの完了・帰国の準備 ・研修員の報告・研修の効果測定
	専門家	・専門家要請の検討・専門家の収集・専門家の選考・身上調査・健康診断・任命・契約交渉・契約のための説明 ・専門家の出発・契約の管理・健康準備・報告・プログラムの効果測定
	コンサルタントサービス	・コンサルタント選定委員会によるコンサルタントの選考・長官／大臣による承認・契約交渉 ・財務庁の承認・契約・契約管理・コンサルタントサービスの効果測定
	建　設	・有資格建設業者のリストアップ・長官　大臣による承認・プロポーザルの勧誘・応札の分析評価および契約者の決定・契約交渉（援助による援助の場合はCIDAによる、融資の場合は受入国による）財務庁の承認・契約・契約管理・建設契約の効果測定
	資機材	・調達方法の決定・DSS.CCC CIDAの入札による納入業者の選択 ・必要な場合には財務庁の承認・納入契約の審査・契約の管理・資機材納入契約の効果測定
第７段階 完　了		・プロジェクトの目的に照らし、プロジェクトの各構成要素を効果測定・必要あれば修正活動 ・終了手続きの開始・プロジェクト資金の清算・受入国への引渡し

6. 計画策定とタイミング

年度当初、計画調査団が主要援助受入国を訪問し、夏から秋にかけて書類審査が行われる。各省協議会の審査を経て、年末に閣僚理事会に提出され、計画とタイミングの関係を改善している。第2表にモデルが示されている。

〈第2表〉 CIDA, カントリー・プログラム・サイクル

第1段階 プログラム選定確認	第2段階 プログラム分析および開発	第3段階 プログラムの検討	第4段階 プログラムの承認
●財政年度開始時にCIDAの国別担当官が主要受入国を訪問する ●受入国の自助努力、これまで受けた援助、現在遭遇している困難についてのデータの収集を行う ●各部門のプログラムおよびプロジェクトが選定され、相手国担当官と協議する ●海外代表部は夏の間に事務当局に対し評価のための、経済及びプログラム・データを提出する ●事務当局は世界銀行、IMF、および他の多国間機関、援助国および連邦政府部局から関連情報を集め評価を行なう	●国別担当部局は下記の分析と評価を行なう ・受入国の遭遇する基本的経済問題 ・受入国がこれらの問題を解決するためのプログラム (例 5ヶ年計画) ・受入国が当該プログラムで遭遇する困難 ・受入国がこの困難を克服するために他国に求める援助 ・他の援助国から提供されている援助 ・上記の要素とカナダの能力を合わせて判断し、受入国の必要に最も「適した」カナダのプログラム	●作成されたプログラムの再検討、修正を次のように行なう ・代表部職員および受入国担当官によるプログラムの総点検 ・地域局の主任計画官及び局長による各国別プログラムの再検討 ・主任計画官及び、2国間援助プログラム・アドバイザー・グループとの委員会による各プログラムの全面的検討 ・2国間マネジメント・グループおよび、その後の長官委員会による各プログラムの政策面に関する総合的検討 ・各プログラムが、カナダと援助国との広い外交関係について考慮しているかどうかを確認するための、各省協議会による各プログラムの最終的検討	●プログラムのもつさまざまな方向性と財務上の関連を閣議提出の資金計画書の中に具体化する ●この計画書について各省協議会および援助委員会と討議する ●関係各省の承認後、外務大臣に送られ、検討を待つ ●最終的かつ正式決定は内閣が行なう

7. プロジェクトのevalution

ＣＩＤＡの援助が、どの程度受入国の人的、社会的、経済的発展に貢献しているかの評価については、従来の方法では、形式、精度にバラツキがあり、統一と精度の向上を図るべきであるとの反省があった。このためＣＩＤＡは最近、米国ＡＩＤの評価方法をベースに、英国ＯＤＭ及び北欧の援助諸機関の方法を参考として、全プロジェクトに対応できる評価方法を作成した。これは開発対象をproject designの段階で、projectの基本的仮説を立て、質的及び量的な種々の指標を定義づけて、logical frameworkを確立しておき、後にmonitoringやevaluationの段階で、当初の基本的仮説と現実との比較を通じて援助の効果を測定しようとするものである。

しかし、完了したproject のその後の長期的影響や、非経済的 program の効果測定については、さらに研究が必要であるとされている。

次に若干の説明を加える。

(1) evaluationの実施状況

evaluation 調査は各事業部、課の責任において、それぞれのproject のevaluation を行っている。政策局Evaluation 部は各部課で行う evaluation の調整・連絡、アドバイス、evaluation の手法の開発研究、evaluation 調査のコンサルタント会社、大学等への委託等を行っている。

詳細は、「援助のエバリュエーション」昭和51年3月国際協力事業団を参照されたい。

(2) Evaluation部の機能

Evaluation 部は5人のspecialist がおり、かつ5地域を分担している。内訳は次のとおりである。

1. Evaluation Methodology Specialist
   (カリブ海地域担当)
2. Economist(Francophone Africa担当)
3. Social Scientist(Latin America担当)
4. 〃 (Asia担当)
5. Educational Scientist(Anglophone Africa担当)

なお、evaluation 部は年2回連絡会議を主催し、各事業部、課、受託コンサルタント会社等関係者を集め、次の半年度のevaluation 調査の連絡、調整を行う。

(3) CIDAのevaluationの諸問題

CIDAではevaluation 実施のさい、project を実施している部課のオフィサーが行うので、CIDAの海外事務所所員、現地プロジェクト・リーダー等はevaluator としては使わず、ただ単にコメントを求めるだけにしている。

相手国政府と合同で行うjoint evaluationを最近試みに行っているが、今後も進めていく予定である。

joint evaluationは相手国政府、evaluator がどのような者か、evaluateされる institutionはどのような組織か等によって成否が左右される。ガーナ・スワジランド等では非常に協力的であった。

またevaluation に際し、必要に応じ、つまりＣＩＤＡ内に適切な人材が得られない場合に、外部のコンサルタント会社や大学等からevaluatorを得ることがある。このようなoutside evaluator はＣＩＤＡにないexpertise を持っているが、専門的すぎて、少しちがった分野のことは、わからないといった欠点が見受けられる。

evaluation の結果のfeed back はおおむね良好に行なわれているとのことである。

現在、１００万ドル以上の資金投入を必要とするprojectはproject review committeeを通過する際に、evaluation 部によりevaluation の実施を義務づけられている。今後はproject agreement を締結する際にevaluation の項を入れ、joint evaluationを実施しやすくする予定である。

(4) ＣＩＤＡのevaluationの手法について

ＣＩＤＡのevaluation methodology は米国ＡＩＤの logical framework matrix を使用する方法をベースに、多少の修正を加えたもので、ＵＳＡＩＤの手法は精緻ではあるが難解すぎ、英国ＯＤＭの手法は簡便ではあるが正確さに欠けており、カナダの手法はＡＩＤとＯＤＭの中間をゆくものとしている。

またevaluation の手法の修得のため、Evaluation 部では年数回講習会を開いて各事業部のproject officer を教育している。この講習会に参加したものだけが、evaluation 調査に参加する。

8. 協力分野

project 援助の５９％が運輸、上水道、電力、通信というインフラ部門であり、教育が１１％、農業９％、鉱工業・建設が５％、以下社会インフラ、保健及び商業、銀行、観光と続く。

9. 有償施設整備事業

ＣＩＤＡでは有償で施設整備事業は行っていない。ＪＩＣＡの開発調査事業に相当する調査活動をEngineering Resources Division で行なっている。この部には１８人の各種Engineer がおり、またコンサルタント会社等も使って各種調査を行っている。世銀に比べ、部の専門職数も少く、ＣＩＤＡにEconomistはいるけれどもＥＲＤにおいて、充分な経済分析を行う程に至っていない。カナダのConstractorの海外経験はむしろ乏しく、施設整備を実施するには、相当の改善が必要であるとしている。

10. 技術協力

実績が第３表に示される。

＜第３表＞ カナダの技術援助１９７３年、１９７４年（単位：人）

	1973年	1974年
留　学　生	1,392	1,242
研　修　員	853	855
第3国への留学生及び研修員	421	613
教育専門家	970	813
教　　師	798	722
教育行政	97	41
教育アドバイザー	75	50
アドバイザー（専門家）	419	512
経済計画	70	77
公共行政	90	92
公共施設	60	99
工業経営	49	56
貿　　易	20	60
農　　業	75	101
保健および社会サービス	47	29
ヴォランティア（CESO，CUSO）	1,471	1,324

(1) 研修員受入

ＣＩＤＡは留学生も受入れ、開発途上国の機関を利用した第３国研修制度も活用している点が特徴的である。例えば、アジアでは、南太平洋大学において１４５名が大学又は大学院に在学している。

研修員の受入れはproject の遂行計画の中に組みこまれて行われ、project と無関係な単発研修員の受入れ数は少い。管理技術を習得させるためのprogram に重点がおかれ、新たな研修コースの開発にも積極的である。

研修プログラムはＣＩＤＡと研修機関との協議の上、プロジェクトの開発目的に合致する内容に組まれる。

研修員の来加の際、研修プログラム内容及び研修の諸条件を明記したTraining Agreement が締結され、相手国政府代表、研修員、カナダ在外公館の代表の三者が署名する。研修員の来加後、研修プログラムの変更を研修員が希望する場合は、ＣＩＤＡ及び研修員所属国政府の承認が必要である。

研修員は研修中定期的にＣＩＤＡに報告書を提出することが義務づけられており、これによりＣＩＤＡはプロジェクト遂行の一環としての研修の進展具合を把握することができる。またこの報告書はＣＩＤＡから研修員所属国政府にも送付される。

研修員の諸手当には、旅費、着後手当、滞在費、授業料（研修実費）、衣料手当、書籍手当、無料医療サービス、修了手当等がある。研修員は来加後ＣＩＤＡから研修員身分証明書が発給され、それを指定医療機関に提示すれば、無料医療サービスが供与される。

研修員がカナダで労働に就くことはカナダ移民法により禁止されている。

研修終了後、通常は研修機関が研修員に研修終了書を発給するが、研修機関が発給しない場合にＣＩＤＡが代って発給する。

ＣＩＤＡ研修員のAllowanceは次の通りである。（１９７５．６．１５改正）

1. Living allowance

a．大学在学スカラー　　２９５ドル／月

b．大学院スカラー　　２９５ドル／月

c．フェロー　　３９５

d．シニア客員フェロー　　上限９３０（通常日割計算）

e．研究フェロー　　1,０００

（６カ月以上滞在した扶養家族の帰国渡航費支給）

f．技術使節団員　　４０ドル／日

2. 衣料手当

6カ月以下１７５ドル、6カ月以上２５０ドル、2年目以降１５ドル／月、支給対象者はａ、ｂ、ｃのみ。

3. 書籍資器材及び研修手当

年内１５０ドル、サマースクールのため３０ドル、支給対象者はａ、ｂ、ｃのみ。ただし、研究フェローのみ期間中５００ドルが支払われる。

4. 修了手当

1年以下の滞在期間の者に対し、3カ月毎に1週間分のLiving allowanceに相当する額。

1年以上の滞在期間の者に対し、1カ月毎に1週間分のLiving allowanceに相当する額。

支給対象者はａ、ｂ、ｃのみ。

5. 英連邦諸国からのスカラーに対しては、月額１５０ドルの配偶者手当と渡航費の$\frac{2}{3}$が支給される等の恩典がある。

(2) 専門家派遣

ＣＩＤＡの援助対象国は、８０カ国にのぼるが、教育専門家の大半はアフリカに派遣されている。専門家、研修員、機材供与等のinputをパッケージしたintegrated projectの協力形態が主力を占めるようになってきており、対象国もＬＤＣに限定されている。

第3表以外にも、赤十字活動や教会関係で海外で広義に協力活動を行っているカナダ人も含めると8,０００人に達するという。

さらに詳細は、「先進諸国における専門家の人材養成推進事業」昭和51年3月国際協力事業団を参照されたい。

i) 登録

現在職域、職能別に約4,０００人が電算機に登録されているが、専門家の資格経歴として５年の実務経歴を最少限必要としている。現状は7,０００人の応募に対し、年間５００人を消化する程度である。4,000人の登録者のうち約１０％が公務員である。4,０００人の内訳は、天然資源2,０００人、技術職業訓練９００人、各種行政1,０００人、engineering ４００人位でSocial and Health は少い。広報活動にあたっては、需要にマッチしない分野または専門技術者からの応募がこないよう配慮している。年令制限はしていない。連絡に対する返事がない場合除籍している。

国際機関の専門家は、国際機関課があっせんを行っている。専任職員は５人であるが、国連への直接応募も妨げない。現在活躍中のカナダ人国連専門家の実数は事務職３００～４００人、技術職2,００人位とみられる。

ii) 選考

ＨＲＤの所管であり、resource officerによってチェックされた候補者は関係者（resource officer 、技術協力adviser、project officer 、当該分野のspecialist 等）からなる Interview Board で通常２時間にわたって、職務待遇の説明と negotiationを兼ねて慎重に審査される。妻の人柄、協調性等も同じく判断される。

iii) 派遣前研修

Briefing Centre では、３人の専門職に補助職がついて３日、５日、10日の研修session を設けており、現地への適応化に重点がおかれている。派遣を急ぐ専門家は研修を受けられない場合もあり得る。受講率は８０％という。現地語の初歩コースもとり入れ日常の会話のいとぐちを与えている。スペイン語に関しては、グアテマラの語学校に１～３カ月留学してから任国に赴任する制度が最近始まり２０人の実績がある。家族の参加についてもＣＩＤＡが経費を負担している。Briefing Centerでは、研修を専門家派遣の人選から帰国後の復帰研修にまで一貫性を持たせるよう改善に意欲的である。

研修についての詳細は「カナダ国際開発庁、派遣別専門家研修計画」昭和５１年３月国際協力事業団を参照されたい。

iv）待遇

国家公務員出身者は、Foreign Service Directoryにより、外交官と同様の待遇となっており、所属機関の経費もＣＩＤＡが負担している。しかし、専門家当人にとっては辺地に在住することが多く、実質的な待遇は外交官よりは、劣るとみている。ＦＳＤ専門家は全体の５％多い時で１０％で残りは、Technical and Education Assistance Regulation（ＴＥＡＲ）に基き処遇される。ＴＥＡＲ専門家の約10％は地方自治体の教師である。本人の経歴、能力、国連の給与基準等を参考にして専門家とＣＩＤＡとの直接交渉で個別に契約される。

ＴＥＡＲ専門家は帰国しても身分保障はなく、ＣＩＤＡは帰国後再就職に困る専門家は出さないという考え方をもっている。しかし、実際には、公共機関、民間企業等はＣＩＤＡの活動に協力的であり、ほとんど旧ポストに復帰するといわれる。個人契約の場合以外、ＣＩＤＡは所属会社には諸経費を応分に支払っている。したがって、ＣＩＤＡにはプール要員の制度はない。専門家応募の動機には給与面のincentiveが強いとされているので、ＣＩＤＡは適正な給与水準を維持するために努力している。

専門家のトラブルもＣＩＤＡとの制度的な面ではほとんどなく、それらは個人的問題に基因している。

V）専門家の処遇関係

a）傷害疾病保険に加入が義務づけられ、掛金の半額、年間１２５ドルをこえない額でＣＩＤＡが負担。

b）失業保険は所属先のある者は補てんされており、個人契約専門家には適用がない。

c）家族の同伴は任期６カ月以上の場合認められ、６カ月の連続滞在が条件である。

d）教育手当は初、中等学校の２０才以下の子女、カナダ国内に残留して通学する場合年間2,０００ドル、赴任地に同伴した場合年間1,500

ドル、支払対象は授業料、指定教科書、試験料、通学用交通費、寄宿料等である。

e）子女呼寄旅行、高校生まで年２回エコノミークラス、国外の中学生に対して年１回。

f）健康管理休暇、特定不健康地に在勤４カ月で家族同伴で旅行可能。２年に一回は休暇帰国可能。指定地等は第４表に示される。

g）本人及び配偶者の親死亡に際し、旅費支給で７日間帰国許可。

h）年次休暇は次年度に繰越可能、次式により金額で補償も可能。

$$\frac{\text{専門家の年俸}}{260} \times \text{補償休暇日数}$$

第４表　健康管理休暇指定地

任　地	休暇取得地
Abidjan	Rome
Accra	Rome
Addis Ababa	Athens
Addis-Abéba	Athènes
Algiers/Alger	Marseilles
Bamako	Paris
Bangkok	Kuala Lumpur*
Belize	Mexico City/(cité)*
Bogota	Miami*
Botswana	
Brasilia	Rio de Janeiro
Bridgetown	Maimi*
Colombo	Kuala Lumpur*
Dacca	Kuala Lumpur
Dakar	Rome
Dar-es-Salaam	Athens/Athènes
Djakarta	Kuala Lumpur
Georgetown	Miami
Havana/La Havane	Mexico City/(cité)
Islamabad	Kuala Lumpur
Kampala	Athens/Athènes
Kinshasa	Rome
Lagos	Rome
Lusaka	Rome
New Delhi	Kuala Lumpur*
Niamey	Paris
Ouagadougou	Paris
Port-au-Prince	Miami
Seoul/Séoul	Tokyo
Yaounde/Yaoundé	Rome

＊は２年間に１回休暇旅行取得

VI）専門家及び教師の海外勤務手当

A．報償金

専門家は、次のように計算される海外勤務報償金を支給される。

$$\frac{BP \times CI}{100} = OSP$$

凡例：BP－下記1.01項および1.02項にしたがって決められる基本報償金。

CI－開発途上国にかんする調整指数。

OSP－海外勤務報償金。

基本報償金は、この指数が100以上の場合にのみ計算指数により調整される。

1.01　専門家は基本報償金を支給される。

a）次の場合のみ、既婚者評価額で、

i）専門家が開発途上国内に配偶者を居住させている。

ii）専門家が開発途上国内に子供を居住させている。または、

iii）専門家が21才以下で未婚で経済的に依存しており、学校に通っている子供をもっている。

b）次の場合のみ、扶養家族付き既婚者評価額で、

i）専門家が開発途上国内に配偶者と子供を居住させている。

ii）彼が開発途上国内に2人以上の子供を居住させている。

1.02　地域手当が支払われない国についての基本報償金表

	年あたりのカナダ・ドル		
	独身者	既婚者	子供のいる既婚者
レベル1	720ドル	1,545ドル	1,755ドル
レベル2	936	2,008	2,282
レベル3	1,080	2,322	2,632

注　レベル1での基本報償金の支払いは、次の場合を除く。

a）専門家が最低３年（地域手当が支払われる国では最低２年）の契約で勤務し、その後、新しい契約に署名する場合、レベル２で基本報償金が支払われる。

b）専門家が最低６年（地域手当が支払われる国では最低４年）の契約で勤務し、その後、新しい契約に署名する場合、レベル３で基本報償金が支払われる。

地域手当が支払われる国についての基本報償金表

	年あたりのカナダ・ドル		
	独身者	既婚者	扶養する子供のいる既婚者
レベル１	８６４ドル	1,8５４ドル	2,１０６ドル
レベル２	1,１５２	2,４７２	2,８０８

注　レベル１での基本報償金の支払いは次の場合を除く。専門家が最低２年（地域手当が支払われない国では３年）の契約で勤務し、その後新しい契約に署名する場合、レベル２で基本報償金が支払われる。

B．俸給の均衡

ある国の財貨およびサービスがカナダに比べて高いことが認められた場合、同じ報酬のカナダ国内での購買力と同じにするように可処分所得を調整した手当が専門家に支給される。専門家が調整指数（ＣＩ）１００以上の開発途上国で勤務している場合、その俸給均衡手当は次のように計算される。

$$\frac{CI-100}{100} \times \frac{60F}{100} = SEF$$

ＣＩ：開発途上国の調整指数。

Ｆ　：専門家の総年間手当。

ＳＥＦ：俸給均衡手当。

注：この項目の目的上、専門家の可処分所得は総年間賃金の６０％とする。

C．地域手当（Post Differential Allowance）

専門家が下記地域手当対象国表にあげられている国で勤務している場合、その国にある好ましくない条件を認めたうえで、3.01表に示した額で地域手当を支給される。

適用される手当の率は1.01(a)および(b)項にしたがって決定される。3.01項の表にのっていない開発途上国の場合、米国国務省の分類が次のように採用される。

10％差　PDAのレベル1

15％差　PDAのレベル2

20％差　PDAのレベル3

25％差　PDAのレベル4

PDAのレベル4が財務省の補償政策課と協議のうえでのみ支払われる場合を除く。

3.01　地域手当表

職務等級	地域手当 年あたりカナダ・ドル		
	独身者	既婚者	扶養家族のいる既婚者
Ⅰ	450ドル	575ドル	700ドル
Ⅱ	650	800	950
Ⅲ	950	1,150	1,400
Ⅳ	1,200	1,500	1,800

注．この表の改訂は、時機に応じて財務省事務局補償政策課の助言に基いて行う。

地 域 手 当 対 象 国

POST RATINGS

Level I

Chile
Guatemala
Hong Kong
Israel
Jamaica
Lebanon
Malaysia
Peru
Trinidad
Tunisia
Turkey

Level II

Algeria
Brazil (excluding Rio de Janeiro and Sao Paulo)
Colombia
Czechoslavakia
Ethiopia
Ghana
Haiti
Hungary
India
Iran
Ivory Coast
Korea
Nigeria
Philippines
Poland
Senegal
Sri Lanka
Tanzania
Thailand
Uganda
Yugoslavia
Zambia

Level III

Cameroun
Guyana
Indonesia
Union of Soviet Socialist Republics
Niger
Peoples Republic of China
United Arab Republic

Level IV

Bangladesh
Cuba
Pakistan
Vietnam
Zaire

Note: Revisions to this table shall be made from time to time on the advice of the Compensation Policy Division of the Treasury Board Secretariat.

D. 調整指数

調整指数は、国連統計月報特別表Cで発表されている国連指数（住宅を除く）を次の公式を使ってカナダに合わせて決定する。

$$\frac{100}{\text{モントリオールについての国連指数}} \times \text{開発途上国についての国連指数} = \text{調整指数}$$

専門家が無税のリキュール、タバコ、ガソリンを手に入れること

ができない場合、追加の５点を調整指数に加える。

調整指数は契約交渉の時点で発効する指数で契約持続期間中一定とする。ただし、例外的な状況にあって、モントリオールもしくは開発途上国についての改訂国連指数の適用で調整指数が１０点以上増大するような場合、調整指数を契約有効期間中に修正して、国連指数の変化を反映するようにする。

E．年金積立金

必要とされる場合、雇用主年金積立金の代りに俸給の７％が支払われる。

F．住宅費

相手国から住宅が提供されない場合、実際のかつ妥当な家賃相当額が支給される。

G．教育費

教育費が前もって認められる場合、子供１人あたり最高1,５００ドルまでの教育費相当額が支給される。

H．査定

財務省職員が必要に応じて開発途上国勤務中のアドバイザー、教師、専門家に対する海外勤務手当を検討し、その有効性と即応性の程度を査定する。コーディング・システムを適用するか、その他の方法を実施し、要請がありしだい、アドバイザー、教師、専門家に対し、もしくは代って、支給にかんする情報がすみやかに供給されるようにしている。

給与計算は電算化されていない。理由は、個人とのネゴにより、総額Ｘドルと決定されるので計算の必要がないことによる。

11. 参考

(1) 機材調達

１９７５年９月改定の政府契約規定により、Treasury board の監督の下に行なわれる。１5,０００ドル以上は通常入札を必要とする。

(2) 農業国際研究所への資金援助

カナダの第3国施設の活用支援の方針を確認する意味で第5表にその実績を掲げる。

第 5 表 CIDA Contributions to the International Agricultural Research Centres

($ Cdn '000)

	1971/72	1972/73	1973/74	1974/75	1975/76
International Institute of Tropical Agriculture (IITA)	761	742	750	750	850
International Maize and Wheat Improvement Centre (CIMMYT)	822	58	325	503	850
International Centre of Tropical Agriculture (CIAT)	315	565	780	981	608
International Crops Research Institute for the Semi-Arid Tropics (ICRISAT)			800	1,000	800
International Potato Centre (IPC)				320	320
International Laboratory for Research on Animal Diseases (ILRAD)				400	400
West Africa Rice Development Association (WARDA)					100
International Board for Plant Genetic Resources (IBPGR)					100
International Rice Research Institute (IRRI)					400
TOTAL	1,898	1,365	2,655	3,954	4,428

*Estimates

Source

Multilateral Branch, CIDA
May 1975

(3) ＣＩＤＡ刊行物リスト

第6表 ＣＩＤＡ刊行物リスト

Publications

The following publications are available free of charge from the Canadian International Development Agency, Information Division, Communications Branch, 122 Bank St., Ottawa K1A 0G4:

PERIODICALS

- **Cooperation Canada**
  Magazine on international development.
- **Contact**
  Monthly newsletter on CIDA projects and other international development activities.
- **Action**
  Quarterly tabloid on the work of voluntary groups (non-governmental organizations) for world development.
- **Selection**
  Monthly selection of Canadian and foreign news clippings on international development. Because of cost, this item is available only to libraries and organizations.

REPORTS

- **CIDA annual review 1973-74**
- **Taking Stock**
  A review of CIDA activities 1970-74.
- **Annual Aid Review 1974**
  Report on Canada's development assistance program presented to the Development Assistance Committee of the Organization for Economic Cooperation and Development.
- **Foreign Policy for Canadians / International Development**
  1970 Canadian Government review of foreign policy regarding international development.

SUMMARIES OF CIDA PROJECTS BY AREA

- **Canada's Development Assistance to Asia**
- **Canada's Development Assistance to Commonwealth Africa**
- **Canada's Development Assistance to Francophone Africa**
- **Canada's Development Assistance to the Commonwealth Caribbean**
- **Canada's Development Assistance to Latin America.**

THOUGHTS ON INTERNATIONAL DEVELOPMENT:

Series by CIDA President Paul Gérin-Lajoie

- **Focus on Man (7)**
- **No Room for Routine (6)**
- **Journey to Justice (5)**
- **Developmental Administration (4)**
- **Educational Innovation (3)**
- **The Development Officer (2)**
- **Approaches to the Seventies (1)**

PAMPHLETS

- **The Challenge of World Development: Canada's Role**
- **What Can You Do to Help the Developing Countries?**
- **This is a Person-to-Person Call**
  An explanation of CIDA's Non-Governmental Organizations program.
- **So you want to serve overseas**
- **International Development Scholarships for Canadians**
- **Investment Partners from Canada**
  Investment opportunities in developing countries.
- **Pre-Investment Incentive Program**
  Outline to assist Canadian firms contemplating investment in developing countries.

OTHER SOURCES

Material explaining their work for international development is available from Canadian non-governmental agencies.

UN publications are available in Canada through Information Canada bookshops in Halifax, Montreal, Ottawa, Toronto, Winnipeg and Vancouver.

(4) ＪＩＣＡ職員研修の受入

ＪＩＣＡ職員のＣＩＤＡにおける研修受入に関しては、応じられるので、ＣＩＤＡ長官あて正式文書をもって申込まれたいとの回答を得た。

ＣＩＤＡはＪＩＣＡと規模、内容に類似点が多く、各部課をローテイションすることによって、さらに正確適切な情報が入手することが期待され、実現方強く希望するものである。

第2章　アメリカ

1. アメリカ援助の特色

援助の基本方針として次の原則をあげている。

(1) 2国間援助は、開発途上国のうちでも、とくに低所得の国に重点をおく。

(2) 多国間援助機関を通した援助を支持する。

(3) 最近の食糧問題に関して、各国と協力して食糧援助及び食糧自給体制作りへの協力の重視。

(4) 低所得国との貿易関係の改善。

(5) 人口問題への国際協力の拡充。

(6) 無償協力よりは、むしろアメリカの技術を求めている急速に発展しつつある国への新しい協力手法の開発。

以上を当面の課題としている。

2. 経済協力の規模

１９７４年の援助総額は、９９億3,１００万ドル、対ＧＮＰ比0.71%、うちＯＤＡは３３億9,２００万ドル、対ＧＮＰ比０25%である。ＯＤＡのうち１９%、６億4,４００万ドルが国際金融機関への拠出に占められている。

１９７４年～１９７６年のＯＤＡの内訳は、次のとおりである。

ＵＳＯＤＡの内訳（単位：百万ドル）

	1974	1975	1976 (request)
開発援助	731.2	713.2	1,082.8
食糧及び栄養	284.0	300.0	534.5
人口及び保健	135.0	125.0	180.5
教育	89.0	82.0	71.0
その他	223.2	206.2	296.8
支援援助	611.5	1,200.0	n. a.
その他	254.8	124.1	261.1
小計	1,597.5	2,037.3	n. a.
ＰＬ ４８０	972.0	1,635.0	1,300.0
平和部隊	76.0	83.0	80.0
国際金融機関への拠出	644.0	619.0	449.1
第二世銀	320.0	320.0	375.0
米州開発銀行	250.0	225.0	
アジア開発銀行	50.0	74.1	n. a.
その他プログラム	103.0	73.0	74.1
総計	3,392	4,463	n. a.

（注） n.a. 未確定

（本表はDAC Review Report から引用した。）

カナダと並んでアメリカも食糧援助が重要な役割を果しているが、次の額があげられる。

食糧援助（船積ベース）

	百万ドル	百万トン
1972	1,122	9.4
1973	996	7.5
1974	850	3.5
1975（約束）	1,600	5.6
1976（計画）	1,300	6.0

食糧援助（Food Aid）は食糧及び栄養援助と、PL480プログラムの一部とから成り立っている。

食糧援助には3つのカテゴリーがある。

1. 食糧欠乏国への食糧の売却。
2. プロジェクト関連の現地通貨調達を目的とするもの。
3. 食糧欠乏国ではないが、財政収支のバランスをとるために必要な援助。

支援援助は、受入国の政治的、経済的安定を狙いとしており、開発援助よりは大型化、高額となる傾向を持つ。

3. ODAの地理的分布

第1表に示される。

1974年は、インドシナ諸国、特にヴェトナムに相当部分があてられたが、その後この種の大型援助の重点は、中近東諸国（エジプト、イスラエル、ジョルダン、シリア）に向けられている。

イスラエル、ジョルダンに対しては、財政収支のバランスをとるために、また、ジョルダンには、1975年は10%が、農村開発と食糧生産 project に向けられた。エジプトは混合方式で、⅓が財政収支のバランスのため、8,000万ドルが、商品輸入に、1億7,000万ドルがスエズ運河修復工事に使われる。エジプトに対し通常AIDが重点をおいている食糧及び栄養、人口保健、教育等の分野の協力が少い理由は、エジプトの現在の経済事情の反映である。

その他の主要援助受入国の中では、ブラジル、コロンビア、フィリピンが

第 1 表 Major Recipients of US ODA, FYs 1973-1976

Commitments, Million US dollars (1)

	1973	1974	1975	1976 (Proposed)
Indochina	645.6	919.3	460.6	(36.6)
Khmer Republic**	93.1	261.2	145.4	-
Laos***	50.8	38.6	30.2	(36.6)
Vietnam	501.7	619.5	285.0	-
Middle East	181.9	156.4	882.4	n.a.
Egypt	0.8	11.8	389.2	n.a.
Israel	110.3	82.4	355.5	n.a.
Jordan	70.6	61.2	86.2	n.a.
Syria	0.2	1.0	51.5	n.a.
Sahel***	34.5	101.7	97.8	62.9
Regional	17.2	49.4	29.7	41.2
Six countries	17.3	52.3	68.1	21.7
OPEC	272.1	113.3	120.7	75.4
Indonesia	240.6	95.6	98.9	68.4
Nigeria	11.0	5.8	9.1	3.2
Others	20.5	11.9	12.7	7.4
Other major recipients				
Ethiopia***	12.0	29.8	19.8	21.0
Tanzania***	8.8	8.6	39.1	25.0
Bangladesh**	161.1	51.2	312.0	224.0
India**	81.7	60.7	233.0	279.0
Korea	188.5	40.3	105.3	165.0
Pakistan**	177.9	94.5	183.4	152.7
Philippines	124.0	63.1	58.4	32.0
Sri Lanka**	11.4	7.8	37.0	32.0
Bolivia	27.3	53.1	24.7	28.3
Chile	3.8	4.0	82.9	83.7
Colombia	96.6	56.1	28.8	34.9
Honduras**	7.2	26.7	36.6	25.4
Nicaragua	26.8	14.8	42.4	26.5
Panama	15.5	11.3	8.0	23.8
Peru	9.0	16.9	12.1	26.4

(1) Includes AID, PL 480, Peace Corps but does not include assistance to US Trust Territories.

* LLDC

** MSA, (list of 33).

*** Both LLDC and MSA.

年々減少し、バングラデシュ、チリが急増してきている。しかし、韓国、インドは増減はあっても、主要な受入国となっている。ＯＰＥＣ諸国への援助は減少してきており、逆にＭＳＡＣに対しては、１９７４年に８億２００万ドルＯＤＡ２国間の２９％を占めている。予算増は対ＳＡＣに重点的に配分されつつある。

4. 協力分野

協力分野は次に示される。

ＡＩＤの協力分野

	1974		1975		1976	
	百万ドル	%				
食糧増産と栄養	274.5	35	410.3	54	582.3	61
人口計画と保健	181.6	23	166.0	22	201.5	21
教育と人的資源	88.9	12	79.6	11	95.3	10
選定された開発計画(1)	119.7	15	60.0	8	46.8	5
選定された国と機関(2)	113.6	15	38.6	5	31.9	3
計	778.3	100	754.5	100	957.8	100

注(1)：(1)(2)以外の重要３分野と技術移転、都市計画とを除いたproject援助。

注(2)：ボランタリー機関や地域計画、難民救済援助への援助を含む。

１９７５年以後のＡＩＤの開発援助の半分以上は、食糧生産と栄養に振り向けられており、内容は、(1)肥料、農薬生産のための投入、(2)かんがい、水資源開発、(3)農村開発等であり、特に農業の研究と技術向上に重点をおいている。

5. 最貧国の基準

poor majority の基準は次の通りである。

(1) １人当り年間収入１５０ドル以下。

(2) １人当り摂取カロリー量2,１６０または2,６７０以下。

(3) 平均寿命５５才以下。

(4) １才未満の乳児の死亡率 33/1,000 以上。

(5) 出生率 25/1,000 以上。

(6) 人口の４０％以下が広義の保健サービスを受けている。

１５０ドル以下の所得のみを基準にとると、９億人という人口が援助対象となる。したがって、ＭＳＡＣに対する援助が泥沼に陥ることをさけるために、５年、１０年の長期的視野に立って、選択されたグループに対して効果のあがることを狙いとしている。また、援助は、advisor 、資機材、資金の３つの key component を計画に投入して始めて効果をあげ得るという認識をもち、また、大規模農家や、より高い所得層に利益をもたらす計画は、たとえ、ＭＳＡＣであっても拒否される。

6. ＡＩＤの組織

ＡＩＤの組織は第１図に示される。

ＡＩＤの組織、機能を論ずる場合には、ＡＩＤがヴィエトナム戦争の影響を決定的に受けたことを認識する必要がある。ヴィエトナム撤退以前には、9,０００人（内ヴィエトナムに2,５００人）の人員を擁していたが、撤退後には5,０００人に減少しており、今後とも増加よりも減少の傾向を辿るのではないかとみている。海外Mission も次第に減員され、マニラに６９年には１２０人駐在していたのに対し、現在８６人、ブラジルの１０年前２００人が４０人に減少等である。職員5.０００人のうち、海外に2,５００人、米国内に2,５００人が勤務している。

第 1 図　AID (Agency for International Development)の機構。

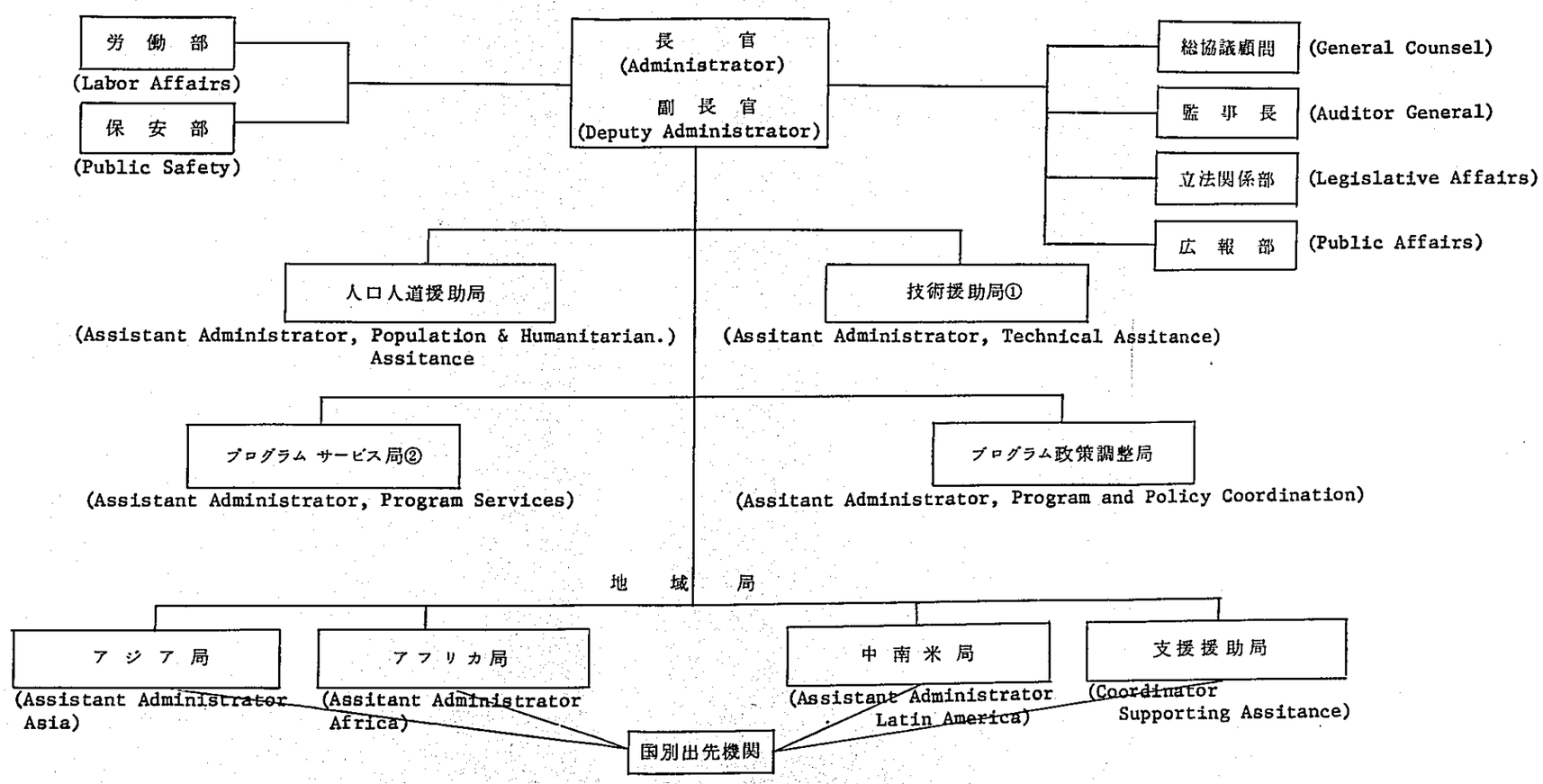

（注）① 技術援助局及び② プログラムサービス局の主要な所要業務（予定）は次の通りである。

① 基本的な技術援助政策の作成、計画立案、調査
近代技術の適用に関する調査、研究の調整

② 専門家派遣、研修員受入れ、機材購送、契約、会計、データシステム及び管理分析等の支援、管理。

7. 計画策定のプロセス

ＡＩＤの計画策定が、新しい要請に必ずしもマッチしていないことに鑑み、数年前から改善が試みられ、現在もなお検討中の項目がある。

新しいシステムとしては、Planning , Budgeting , Accounting and Reporting system (PBAR)が、採用されており、コスト(人件費、機材)、技術(エンジニアリングサービス、研修員受入)、資本(借款、贈与)に調達時期等を組み合わせ、完全に総合化された意図をもつ同一の文書で作成されるようになった。

planningは国別計画として多年度にわたって作成される。

project 援助計画は、logical frame work のフォームに、output が量的に設定され、以後の evaluation を可能なものにする。

この新しいシステムは、すべての stage で feed back が可能なものとし、かつ新規のプロジェクトのデザインにあたり、Data bank としても役立てるように工夫されている。

ＡＩＤの project は、５年の援助期間をノルマルな期間として設定している。

地域担当の project manager は、全地域的かつ世界的な援助活動の分析を行なう。

project の必要性、専門家派遣、研修員受入、機材供与、資本協力等の内容検討と、その組合せ総合化、相手国の受入能力及び援助効果、さらには相手国の維持能力等あらゆる角度から判断するために、スタッフ及び利害関係のある他の地域担当官と討論し、計画を策定する。この間、ＡＩＤその他関係機関の資料センターや多国間技術援助組織(ＯＡＳ、ＯＥＣＤ、ＵＮＤＰ、ＤＡＣ等)とも協議する。

他方ＡＩＤ海外Mission が任国政府と協議して提出されるプロジェクトについては、各地域担当官が、上記と同様に効果 inputを検討する。

いずれも所定のチェックリストに記載される。

8. 計画策定のタイミング

project 実施の具体的手順。

(1) 専門家の派遣までに要する期間

(a) 契約（大学等との）

海外Mission から正式文書が到着し、承認がなされてから９０日から１２０日。

(b) 契約（commercial ベース）

９０日から１２０日。

(c) 個人契約

６０日。

(d) 各省庁出向者（ＰＡＳＡ）

３０日。

(2) 研修員受入

project のリーダーは、研修員の選考に参加し、出発前及び帰国後に、研修員のブリーフィングを行う。研修員が契約ベースで研修に参加する場合は、帰国後の就職が計画通り行われているかどうかチェックする。

(3) 機材の調達に要する期間

(a) 海外Mission における機材要請……１０日

(b) ＡＩＤワシントン本部への送付……１０日

(c) 検討及び調達準備作業……１４日

(d) 調達庁（ＧＳＡ）による発注納入……機材ごとに異なり、種目別の納期が第２表に示される。（指定港に納められる）

(e) 海送所要日数……指定港から目的港までの所要日数と、大体の月毎船便回数が表に明示されている。付表は本報告書には省略した。

(f) 目的港での荷卸し日数……海外Mission の経験または相手国の情報により想定する。

(g) 通関と点検……(f)と同じ。

(h) 目的地への到着……Missionの経験による。

上記の機材調達期間は、通常の条件下であるが、緊急の場合は別に定めによる。

第 2 表 GENERAL SERVICES ADMINISTRATION PROCUREMENT LEADTIME

The following will serve as a basis for requisitioning activities' determination of approximate item delivery dates when requirements are generated for nonstocked items.

Commodity Class	Commodity Class Description	Leadtime in Calendar Days a/
1000-1399	Ammunition, weapons, and explosives	90
1400-1599	Civil aircraft	90
b/1600-2499	Aircraft components, railway equipment, and motor vehicles	180
2500-2599	Vehicle parts	70
2600-2799	Tires and tubes	65
2800-2899	Engines, turbines, and parts	150
2900-3199	Engine accessories, power equipment, and bearings	80
3200-3499	Woodworking and metal-working machinery	180
3500-3599	Service and trade equipment	90
3600-3699	Special industry machinery	75
3700-3799	Agricultural machinery and equipment	105
c/3800-3999	Construction, materials-handling, and highway equipment	210
4000-4099	Rope, cable, chain, and fittings	75
4100-4199	Refrigeration and air conditioning equipment	90
4200-4299	Firefighting and safety equipment	90
4300-4399	Pumps and compressors	90
4400-4499	Furnance, steam plant, and drying equipment	100
4500-4899	Plumbing, heating, and related equipment	105
4900-5099	Maintenance and repair shop equipment	80

a/ Deduct 30 days from time shown when total requirements do not exceed $2,500.

b/ For vehicles in Federal Supply Classes 2310, 2320, and 2330, included in GSA's consolidated volume and monthly purchase programs, see 101-26.501-4 and 101-26.501-5 for procurement and delivery time schedules. For other vehicles in these classes and those in Federal Supply Class 2340, the leadtime shown is for standard vehicles without special features or attachments.

c/ The following classes will be considered on a case-by-case basis because of special features that may be required. The leadtime shown is for routine requirements.

Class	Class Title
3805	Earth-moving and excavating equipment.
3810	Cranes and crane shovels.
3895	Miscellaneous construction equipment.

Commodity Class	Commodity Class Description	Leadtime in Calendar Days a/
5100-5129	Handtools, nonpowered	90
5130-5132	Handtools, power driven	120
5133-5139	Drill bits, taps, dies, and collets	80
5140-5179	Tool and hardware boxes	90
5180-5199	Sets, kits, and outfit of tools	120
5200-5299	Measuring tools	90
5300-5339	Screws, fasteners, and nails	65
5340-5344	Miscellaneous hardware	65
5345-5399	Disks, stones, and abrasives	70
5400-5499	Prefabricated structures	150
5500-5599	Lumber	105
5600-5799	Construction and building materials	85
d/5800-5899	Communication equipment	120
5900-5959	Electrical and electronic components	105
5960-5969	Electron tubes	90
5970-5999	Electrical parts	90
6000-6199	Electrical wire	90
6200-6299	Lighting fixtures and lamps	90
6300-6399	Alarm and signal systems	90
6400-6599	Medical, dental, and veterinary equipment and supplies	90
6600-6699	Instruments and laboratory equipment	90
6700-6799	Photographic equipment	120
6800-7099	Chemicals and chemical-products training devices	105
7100-7109	Household furniture	215
7110-7124	Office furniture	165
7125-7194	Cabinets, lockers, bins, and shelving	155
7195-7199	Miscellaneous furniture and fixtures	155
7200-7219	Household furnishings	120
7220-7229	Floor coverings	120
7230-7239	Draperies, awnings, and shades	120

d/ All classes in FSC Group 58, Communication Equipment, will be considered on a case-by-case basis because of special features that may be required. The leadtime shown is for routine requirements.

Commodity Class	Commodity Class Description	Leadtime in Calendar Days a/
7240-7289	Household and commercial containers	80
7290-7299	Miscellaneous household and commercial appliances	120
7300-7329	Food, cooking, baking, and warming kitchen equipment	135
7330-7399	Kitchen handtools and utensils	110
7400-7459	Office machines and parts	105
7460-7489	Visible-record equipment	120
7490-7499	Miscellaneous office machines	105
7500-7519	Office supplies	95
7520-7529	Office devices and accessories	120
7530-7539	Stationery and record forms	90
7540-7599	Standard forms	90
7600-7699	Books, papers, etc.	120
7700-7799	Musical instruments, phonographs, and radios	90
7800-7899	Recreational and athletic equipment	90
7900-7999	Cleaning equipment and supplies	135
8000-8019	Paints, varnishes, enamels, etc.	120
8020-8029	Brushes, paint, and artist	120
8030-8099	Sealers and adhesives	120
8100-8299	Containers and packaging	120
8300-8399	Textiles, leathers, and furs	90
8400-8499	Clothing and individual equipment	120
8500-8519	Perfumes and toiletries	90
8520-8539	Toilet soap, personal	90
8540-8599	Toiletry paper products	90
8600-8899	Agricultural supplies and live animals	120
8900-9099	Subsistence	90
9100-9299	Fuels, lubricants, oils, and waxes	90
9300-9399	Nonmetallic fabricated materials	90
9400-9799	Nonmetallic crude materials, metals, and ores	90
9800-9999	Miscellaneous	90

9. プロジェクトの評価

ＡＩＤのEvaluation 調査は、各事業主体の部課及び各海外Missionの責任及び予算にて行う。各事業部課には、専任のevaluation officerが配属されており、主として、彼らがevaluation surveyを担当する。evaluation は原則として毎年行うことになっており、外部のコンサルタント会社等を使うevaluation 調査もある。１９７５年には約４０件のプロジェクトについて、コンサルタント会社に調査を委託した。

プログラム政策調整局(Bureau of Program and Policy Coordiuation)にProgram Evaluation Division があり、各事業部課のevaluation の連絡、調整、指導を行い、そのための場としてＰＥＣ(Program Evaluation Committee)という委員会を２週間おきに開催する。

Program Evaluation Divisionには５人のevaluation officerがおり、上記の他に、evaluation 手法の研究開発等を行っている。

また人事人材部とタイアップして、職員研修の一としてProgram Design and Evaluation Seminarを１回の定員３０名で、期間１週間年８～９回開催し、各事業部課のプロジェクト関係の職員を研修させている。プロジェクトのリーダの任命は、この研修参加を必須条件としている。このセミナーは、援助計画のデザイン及びevaluation の手法を研修させるもので、Logical Framework Matrix を使用した手法である。

ＡＩＤのevaluation のより詳細な情報は、

「ＡＩＤエバリュエーションハンドブック要約」昭和４９年５月、国際協力事業団。

「援助のエバリュエーション」昭和５１年３月、国際協力事業団。

を参照されたい。

次に具体的な評価プロセスについて述べる。

ワシントンのproject manager及びsupport officerは、ワシントンにおいて、project の管理にあたり、また、定期点検、実績評価、収支管理及び文書の整理保存を行う。

project leaderは、具体的進行度をチェックし、関係者と定期的打合

せを行い、重要事項は、project 文書に記録される。また定期的な点検を行ない結果は、ワシントンに送付される。

project leaderは、毎年project appraisal report を作成しなければならない。project evaluation は、現地サイドではproject leader と海外Mission がともに行ない、必要に応じ相手国担当官と共同評価も行なう。しかし、評価の基本的責任者は project leader であるとされている。

評価の内容は、

(1) 目標達成度とその内容説明。

(2) 総合的効果、分野別効果、アメリカの国益とその国の開発に与えた影響。

(3) 経済的効果、費用と便益。

(4) 実行スケジュール。

評価活動において、欠陥が見出だされた場合には、Missionに feed back され、一方類似のＡＩＤ project に利用される。評価の成否は、目標設定が明確で現実的であることである。各海外部ission には、program eveluation officerがおり、他のデータ、要因を導入して、評価計画を支援する。

評価に用いられる関係文書としては、統計、種々の調査、研究資料の他に、主として、

(1) Project appraisal report

(2) The On-Site Report（現場報告書）

(3) 研修員帰国追跡報告書

(4) 契約管理報告書

この他ＡＩＤ全関係者は、人事評価として、Performance Evaluation and Rating Program により勤務評定、昇進がなされる。

10. 技術協力

１９７５年度ＡＩＤ技術協力計画の運営の重点は、input（専門家派遣、研修員受入、機材供与等）よりも、むしろ output（収入、食糧摂取量、健康等の向上改善）の見直しにおかれ、そして poor majority への利益の

供与に向けられている。

したがって、社会開発の指標を新しく開発し、また小規模農家の生産性の分析が必要となる。上記の事柄を前提として、技術協力はその専門分野内における関連性を考慮して実施されている。

例えば、農業協力は単に農家収入の増加だけでなく、より栄養のある作物の開発、農村組織の強化、農家金融制度の確立及び農業投入手段の確保利用等を図るよう努めている。

保健衛生や家族計画 project 運営の重点は、経済性や能率の向上といった目標に集約される。

教育プロジェクトは、教室外においても、もろもろの学習を提供し得ることを認識する必要がある。

他方アメリカの技術協力は、途上国における応用研究を強化することに注意をはらっている。何となれば、現行の技術は、特殊な開発問題に対して往往にして不適当であり、他方、アメリカはすぐれた研究施設を米国内に擁しており、これらを勘案すると、アメリカは問題解決の近道に位置しているともいえるからである。この点食糧及び栄養部門では、応用研究の成果が特に期待できる部門といえよう。

応用研究の成果を実際の利用に移すことを促進するために、次の点を強調している。

(1)研究成果を利用するための実行計画を project proposal に記載すること。(2)研究者は応用利用し得る結果について、その解説を定期報告書に提供すること。(3) evaluation 実施者は、利用し得る成果があったかどうかについて、評価の重点をおく。

上記の目標達成のために、米国内の研究機関は、ＡＩＤ研究計画から資金を受取り、途上国の研究機関からは、必要な現地研究成果を受取り、相互にリンクして研究が進められている。

ＡＩＤの技術協力予算の相当の部分を民間のボランタリー機関を通した協力に向けている。

これまで、ＡＩＤは、途上国における雇用機会の増大について、啓発活動を行ってきたが、近近は、婦人の役割りを強調し始めてきている。途上国の

婦人は、どのように時間を配分（農業生産、家事その他農場以外の活動）しているか調査することで始まり、いちおう婦人問題対策の指針が作成された。コロンビア及び韓国では、貧困な農村における婦人グループの事例調査がなされている。

11. 有償技術協力

外国援助法の６６１条項に、新たにＡＩＤがＯＰＥＣ諸国等に対し、有償協力を実施するために必要な予算が認められ、有償協力が推進されることになった。

１９７５年までの実績は、1,５００万ドル相当額に達するであろう。アメリカとＯＰＥＣ諸国の担当官からなるJoint Commission の活動は、有償協力をさらに活発化するものと期待される。目下、サウディアラビアとイランが主体をなしているが、アルゼンチン、ザイール、台湾等にも有償協力がなされている。将来は、ナイジェリア、インドネシア、ラテンアメリカ諸国等にも広く展開されよう。

協力の形態としては、専門家派遣、研修員受入及び開発計画書の作成等である。

なお、有償協力の実施条件をとり決めるためには、現在ＡＩＤが採用しているPlanning , Budgeting , Acconnting and Reporting System（ＰＢＡＲ）がそのまま用いられており、ガイドラインとして有効に働いている。

このような限定的なかつ有能なManpower の投入は、これら対象諸国の資本活用を抑制しているボトルネックを排除して行うものと期待される。

そもそも、この新しい技術協力は、ＬＤＣの中でも、資金協力の必要性はなくなったが、技術協力を依然として必要とする国、またＯＰＥＣ諸国等の開発資金の潤滑な国では、有償の技術協力（施設整備を含む）が希望することがあり、アメリカとしては、相手国の資金を使って、アメリカの技術、ノウハウをこれらの国に移転しようとするものであるが、さらに進んで、ＯＰＥＣ諸国の資金を使って、第３国に技術移転を図ろうとする三国間協力についても、既にイラン、サウディアラビア等と joint committe において

協議しており、アメリカ側でも、作業部会を設けて推進方検討中である。

ＡＩＤ内部での直接の窓口は、Office of Country Financed Technical Services が設けられている。ただし、ＣＦＴＳが支払を受けて技術協力を実施することはなく、要請を受けて、米国内の適当な機関、民間会社を紹介、契約締結の仲介を行うmatch makerとしての役割を果たす。

あっせんベースにのらない調査等、必要に応じてＣＦＴＳが独自に事前調査を主とする無償協力を行う予算が１９７５年１００万ドル、１９７６年２００万ドル計上されているが、この実績は今の所ゼロである。

このように、ＣＦＴＳは、調査、アドバイス、ブローカーの役割を果たすが、米国の機関と相手国機関との協議が成立し、契約を結ぶ際には、ＣＦＴＳの承認が必要とされている。

米国の民間会社を紹介する際も、ＣＦＴＳがすべての会社についての情報を有している必要はなく、業界の協会等に依頼して適当な会社をリストアップしてもらうとのことである。

協力業種は多岐にわたるが、建設にタッチしたものとしては、Housing , Highways , Navigation , flood control , customs project , livestock development , geological survey 等がある。

12. 専門家派遣事業

(1) ＡＩＤ海外勤務要員の任命形式による分類

(a) 幹部職員（executive personnel）

海外プログラムに責任を有するDirector , Deputies , ＡＩＤ代表をさし、ＡＩＤの長官により任命される。

(b) ＡＩＤ直接雇用職員

ｉ）海外勤務予備要員（ＦＳＲ）

海外の専門、技術職の経験をもち、少くとも５年以上の米国市民権をもつもの。資格を取得していない職員は期限つきＦＳＲ－Ｌとされ、不要になれば解雇される。ＦＳＲはキャリア、ＦＳＲ－Ｌをノンキャリアともよぶ。

ii）海外勤務スタッフ（ＦＳＳ）

事務系、秘書関係及び非専門職のＡＩＤ海外要員。資格を取得していない職員は、期限つき（ＦＳＳ－Ｌ）とよばれ、不要になれば解雇される。

iii）在住者スタッフ（ＦＳＲＲ－ＬまたはＦＳＳＲ－Ｌ）

海外勤務地に既に居住している米国市民で、通常扶養家族がMissionに雇用される。

iv）海外援助員（ＦＡ）海外MissionのDirectors

(c) 出向職員（ＰＡＳＡ）

Participating Agency Service Agreement（ＰＡＳＡ）という協定をＡＩＤと正式に結んでいる農務省、道路局、連邦航空庁等の米国政府機関からＡＩＤに出向した専門職員。これらの職員に対しては、所属機関から職員手当（給与、赴任地への旅費等）が直接本人に支払われ、ＡＩＤが所属機関にその額を返済することになっている。

(d) 契約職員

ＡＩＤの海外プロジェクトに参加すべくＡＩＤと契約している機関（大学もしくは産業界）が雇用している米国市民。米国政府に雇用されている者ではない。

(e) 個人役務契約

個人との契約、連邦政府職員とはみなされない。

(f) その他

第３国国籍所有者、現地雇用者等である。

上記のように分類されるが、ＡＩＤの専門家派遣は、日本やカナダと異なって、ＡＩＤ自身が直接雇用している職員を派遣するケースが多い。例えば、１９７２年１０月現在の総数4,９６２人、その分野別派遣者数は次の通りである。

A　直接雇用

社会科学	388		
国際関係論	133		
行政官	586		
program, management 分析	626		
農学及び生物学	221		
会計及び予算	323		
保健及び医療	97		
獣医学	4		
engineering	182		
法律	18		
商工業	191		
equipment specialist	35		
教育	131		
一般犯罪調査	51		
輸送・補給	135		
	計 3,121	内 FSR	2,143
		FSR−L	978
			計 3,121

B　PASA	540		
		内任命	477
		臨時職務	63
			540
C　契約	1,301		

ちなみに、1972年の専門家派遣数は7,964人、1973年6,950人である。また研修員の受入数は1973年5,032人うち3,086人はアメリカで、1,346人は第3国で研修を受けている。なお、同年の留学生受入数は9,596、うち8,182人がアメリカで、124人が自国で、

1,２９０人が第３国に留学している。

ＦＳＲ－Ｌは、準政府職員としての待遇を受けるが、人数は援助の規模に応じて増減があり、ヴィェトナム後の縮少計画では、多数が解雇された。職員の労組（union）活動は公認されているので、解雇者は裁判所に訴訟をおこしているが、この点日本とかなり事情が異なる。

なお、ＡＩＤのエンジニアの数は約３５０人といわれる。

政府機関からＡＩＤに移籍した場合、３０カ月間は、前所属機関に復帰する権利をもち、３０カ月後、なお継続を希望する場合、所属機関とＳＩＤとの間で合意された上で、延長が認められる。

ＦＳＲ－Ｌ、ＦＳＳ－Ｌの雇用は、すべて期限が決められており、通常３０カ月を超えない。しかし、勤務評定や海外人事部の勧告により、キャリアに昇格すると、身分的に安定することになる。

ＦＳＲやＦＳＳは海外勤務と国内勤務のローテイションが組まれている。

ＡＩＤは勤務評定も行うが、各個人の苦情処理のために、公平な事情聴取やカウンセリングを行なう担当者を指名している。

さらに詳細については、「先進諸国における専門家の人材養成確保事業」昭和５１年３月、国際協力事業団を参照されたい。

(2) 専門家の給与

ＡＩＤの技術協力も、専門家、研修員、機材供与等をインテグレイトしたプロジェクトを、大学等に直接委託する形態が多く、したがって、委託を受けた大学等から専門家が派遣されることが多い。

委託プロジェクトの場合、ＡＩＤは１ project につきいくらという経費を支払うので、専門家の海外給与等は、大学等との交渉で決まることになる。ＰＡＳＡ専門家の場合、ＡＩＤは当該省庁にその専門家の人件費補てんを行い、各省庁は、その補てん費をもって補充人員を充足している。しかし、帰国後の復職は保証されている。

ＦＳＲ、ＦＳＳ等の給与は、その等級によって規定されている。

(3) 派遣前研修

ＡＩＤの派遣前研修及び職員研修については、それぞれ

「アメリカＡＩＤ派遣前専門家研修計画」昭和５１年３月、国際協力事業団。

「１９７６年度ＡＩＤ職員研修計画」昭和５１年３月、国際協力事業団。を参照されたい。

４週間の派遣前研修においては、通貨交換の方法、飛行機に乗り遅れた場合、ＡＩＤとＣＩＡとの相異等、かんでふくめるような周到な配慮を払っており、資料も充分といえる程整えている。そのうちの１つ、「海外活動の心得」昭和５１年３月、国際協力事業団を参照されたい。その他家族のために次のような単行本を配布している。

Mission Overseas A Handbook for U.S. Families in Developing Country　２９４ page イリノイ大学出版会

Keeping your Family Overseas

２４０ page Delacorte press ,N.Y.

とくに、婦人は台所等家屋の施設等が不備な場合、拒絶反応を示すので、標準家庭の内部の写真集、市街の風景写真集等を用意しておき、オリエンテイションに活用している。

語学研修は、すべて外務研修所で一元的に行われ、現地語修得者の場合昇給が行われる。

職員研修は各種各様のコースが用意されている。大学院課程の研修に１３～１５人程度国内の大学に派遣したり、海外の大学にも研修に出している。

外国人も参加できる特に有力なコースとしては、Program Design and Evaluation　Seminar（１コース３０名、年８～９回、１週間コース）とDevelopment Studies Prgram　（シニアレベルの職員を対象とした開発援助問題セミナーで、定員約３０名、１２週間コース、中間にアパラチア山脈に入り、国内の開発途上地域へのアプローチの方法、開発手法等の研修を行なう）がある。

ＰＤＥＳとＤＳＰへのＪＩＣＡ職員の研修参加はＪＩＣＡの経費負担であれば、原則的に受入可能とのことであった。

(4)　Projectチームの運営管理

project の遂行にあたっては、project リーダーは、未知かつ、変化極りない条件下で活動しなければならない。しかも、相手国との関係で

は、実施上の通常の権限をほとんどもしくは全くもたないという立場におかれる。

したがって、ＡＩＤでは、このような条件下では、機能別またはタテ割の管理方式は不適当であるとみている。

リーダーは、ＡＩＤの海外Mission の長に対して責任をもち、project に対しては、project の総括責任者の立場に立つ。そして多くの場合主任を通して project の全般的な指導調整、モニタリング、evaluation を行なう。要点とするところは、project がＡＩＤの政策、規則に従って運営されているかどうかの確認、及び変則事態が発生した場合、直ちに相手国も含めた関係者が上司に報告する体制がとられているか、どうかである。

要するに、project リーダーは、プロジェクトの全体の統一を図る立場であって、従来の管理者のように、事業主体や個人に対してラインの権限を持たないことを明確にしておかねばならない。

ワシントン本部の project 支援要員は、project リーダーの機能を補足するもので、ワシントンではリーダーの代理を務め、必要な調整を行ない、現地におけるリーダーの業務の実行、evaluation を補助する。

project リーダーは、計画の事前策定の段階に参加する計画、技術担当者等の中で、主として、技術担当者のうちから project リーダーが選考されるのが普通である。

13. ＡＩＤの情報管理活動

ＡＩＤの活動については、システム化したハンドブックの作成と改訂を繰り返し、それを関係者に配布、徹底化することによって、複雑化した援助の効率的実施を図っている。現在ハンドブックは、２８種刊行されている。

また、ＡＩＤの研究調査、開発活動のすべての技術情報が抄録されている AID Research and Development Abstracts を年４回、4,０００部刊行配布している。大部分が途上国の関係者に送付される。

一方、援助効果や制度上の問題等一般的論文に関しては、AID Institution Building A Source Book 325 page 1973 AID に抄録集を刊行し、研究調査論文等を整理し、広く関係者の利用にあてている。